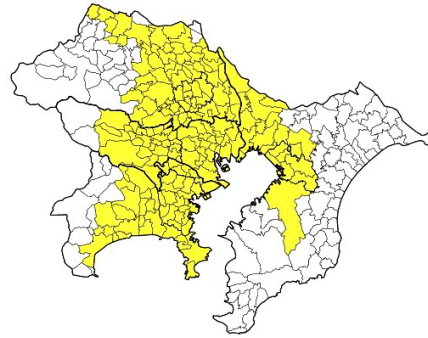


自動車 NO_x・PM 法に基づく窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画について

【自動車 NO_x・PM 法】

- 自動車交通が集中し、大気汚染の著しい地域(対策地域)において、自動車に対する規制等を行い、自動車から排出される窒素酸化物(NO_x)や粒子状物質(PM)の削減を図ることで環境基準の確保を図るための法律。



一都三県の対策地域

【基本方針について】

- 国が策定するもので、自動車から排出されるNO_x・PMを削減するための基本的な取組みの方針を掲げ、総量の削減に関する目標などを定めている。

＜自動車＞自動車単体対策、車種規制、低公害車の普及促進等
＜交通＞交通需要の調整・低減、交通流対策の推進
＜普及啓発＞普及啓発活動の推進

- 前回の基本方針の目標時期は平成 32 年度となっていたが、令和 4 年 11 月 28 日に新しい基本方針が示された。

【中央環境審議会答申（令和 4 年 3 月）の主な内容】

- 前回の基本方針が平成 32 年度を目標としていたことから、「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について」検討が行われた。
- 対策地域において、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準を確保するという目標はほぼ達成されたと評価。
- 環境基準を超過する可能性が十分に低い濃度レベルに至らな

かった測定点があった。

- 引き続き現行の各種施策を継続することが必要。

【基本方針の変更の概要】

- 大気環境基準確保(NO₂ 及・SPM)の目標年を令和 8 年度とする。
- 削減目標は維持・継続する。
- 現行の各種施策を継続する。

【総量削減計画について】

- 対策地域の都道府県知事が策定するもので、当該対策地域における自動車から排出されるNO_x及びPMの総量の削減に関し実施すべき施策についての計画で、総量の削減目標量や計画の達成の期間や方途などを定めている。

【対策地域の状況】

- NO₂ 及び SPM ともに環境基準を達成している。
- 東京都は環境基準を達成したものの、一部の測定地点では十分に低い濃度レベルに至らなかった。
- 自動車 PM 排出量は総量削減計画の目標を達成している。
- 自動車 NO_x 排出量は東京都が目標を達成できていない。

【埼玉県内の対策地域について】

- 削減目標を達成し、平成 26 年以降環境基準 100%達成継続。

年度	自動車 NO _x (t/年)	自動車 PM (t/年)
平成 21 年度(基準年)	20,821	573
平成 32 年度(目標)	11,639	476
平成 32 年度(実績)	8,529	406